医者と患者の信頼こそ
病気を治す近道

現在実施している「医療費のお知らせ」制度についてふれてみましょう。昨年度まで年一回のお知らせを行い、さまざまな反響がありました。

通知を受けた方が、わざわざ持参し払い戻しと誤解されたり、「これほど多額の医療費を使うな」と慣慨のお電話をいただきましたが、回を重ねるうちにご理解いただけるようになりました。

五十八年度は八月、十一月、十二月の受診月分についてお知らせします。

剪定は、秋落葉してから翌春の発芽前までに行います。まず木の状態を見て、混み合った枝や交差した枝を除きます。基本的に木の上から下枝にと剪定してゆきます。上部に多く結果枝を残し、下枝には少なめにして、いつも葉に日光が当たるように考えて剪定します。

柿の剪定で注意する点は、前の年に結実していた枝は、伸長した枝を三分の一ほどのところで切ります。昨年結果していなかった枝は、今年の結果母枝ですから、これは先端を切らずそのままにしておきます。柿はその先端の頂芽から二芽ぐらいのところから、新しい枝ができてそれに結果しますので、切ると果実の結果する枝がなくなりますので注意してください。柿の実が一枝に五個～六個結果するのはこのためです。

一方、梅、桃、スモモなどは、昨年発生している枝に今年花が咲き、実がなります。したがって、柿とは剪定の仕方が基本的に違ってきます。また梅、桃、スモモなどは、特に結果量が多くなるため、人工的に果実が小さい時期に適当な量にしてやることも大切です。

病害虫の防除は、一昔のような強い農薬は使用禁止されていますので、今は適期に防除することが大切です。カイガラ虫の防除は、十二月から一月末ころまでに機械油乳剤を散布します。もしこの時期に防除できない場合は六月下旬ごろ、サリチオン、スプラサイドなどの農薬で防除します。農薬はすべて農協にありますので、利用するとよいでしょう。

今年は、以上のような管理を実行して、立派な果実を採取してください。なお、詳しいことは農協営農指導員か普及所（☎㊸2277）までお問い合わせください。

【南国農業改良普及所】

普及所から㉘

家庭果樹の主な管理

気候の温暖な本市では、家庭でいろいろな果樹が作られています。それぞれ立派な果実を収穫しているのも見かけますが、一般にもう少し管理をしたらと思うのが多いようです。

その主なものは、剪定不十分なもの、病害虫の発生による隔年結果や病果のため、熟期前に落果してしまう例です。きちんとした管理を行い、立派な果実をつくりましょう。

今回は落葉果樹の剪定とカイガラ虫の防除について、お知らせします。

医療機関を選択してください。

〝医者を選ぶも寿命のうち〟と言われます。病気になったときだけの医者ではなく、日ごろから健康状態や家族の状況、生活環境などを知ってもらえる医者を持つことは、いざというとき大変ありがたいものです。医療費のお知らせは、自分かってな診断に合う医者巡りをしたり、やたらに薬を欲しがったりするのを避け、医療費を通して国民健康保険を知ってもらうことを主眼としています。

医者が患者にあった治療をしているにもかかわらず、医者と患者の信頼関係が大切です。

医者と患者の信頼こそ病気を治す近道なのです。

◎医者にかかるポイント八カ条

(1)保険証は必ず持参してください

(2)緊急を除いて夜間、休日の診療

住診はひかえましょう

(3)体の異常の具合を要領よく説明しましょう

(4)下着は清潔に脱ぎやすい簡単なものを着て行きましょう

(5)医者を信頼しましょう

(6)医者巡りはやめましょう

(7)家庭医を持ちましょう

(8)薬をむやみに欲しがるのはやめましょう

四月から保険証が新しくなります。納税はもう済みましたでしょうか。完納とともに保険証をお送りすることになりますので、未納の方は、国保税完納をお急ぎください。

●市民図書館の国保図書案内

手洗いの科学▼肝臓病のすべて▼IUDと経口避妊▼脊柱側彎症▼自然食品▼医事訴訟と医師の責任▼みそ汁三杯健康法▼もう恐くない便秘▼ツボに効く磁気療法▼驚異のビタミン活用法

※意見や質問をお寄せください

☎㊸2111内線135

【市民課国保係】

廃車・名義変更の届けはお早めに

軽自動車税は、毎年四月一日現在で軽自動車税課税台帳に登録されている方に課税されます。

現在、使用していない車や他人に譲った車などについては、三月末日までに廃車、名義変更の手続きをしてください。

原動機付自転車（百二十五ccまで）については廃車はもとより、名義変更の場合も一度廃車手続きをし、新たに標識（プレート）を交付しますので、必ずもとの標識を返納してください。

そのままにしておきますと、次年度以降も引き続き課税されることとなりますので、十分ご注意ください。

【税務課軽自動車税係】

（問い合わせ先）

車種	届け出場所	備考
原動機付自転車（50cc～125cc）小型特殊自動車 農耕作業用車（コンバイン、乗トラ）	市役所税務課 軽自動車税係 ☎㊸2111 内線 155、125	市外転出者で引き続き車を使用する方は転出先の市町村へ
軽自動車	軽自動車協会 ☎㊷4311	県外転出者は最寄りの軽自動車協会へ
軽二輪車（125cc～250cc）二輪の小型自動車（250cc以上）	陸運事務所 ☎㉛6188	県外転出者は最寄りの陸運事務所へ

十市パークタウン
計画書をお見せします

十市パークタウンについては、現在工事が行なわれていますが、その事業計画等に関する関係書類を、次の要領でお見せしていますので、ご希望の方はおいでください。

期間・昭和64年3月31日まで

場所・高知県住宅供給公社パークタウン開発事務所（十市三五八三番地二）

南国市役所　都市計画課

時間・平日午前8時30分から午後5時、土曜日は正午まで。

詳しいことのお尋ねは、それぞれの係まで。

南国市役所（☎㊸2111）

〒783南国市大埇甲二三〇一

○企画財政課財政係（内線406）

○会計課用度係（内線142）

○水道局　〒783南国市大埇甲一九六〇―二一（☎㊸1234）

《工事指名願・物品競争見積参加》
受け付けは3月24日まで

タバコは市内で買おう

タバコ消費税は、タバコの値段に含まれている税金で、専売公社から小売店に売り渡す数量に対してかかるもので、市内で買えば、その分市に税金が入ります。

五十七年度決算では、市税二十六億円のうち、タバコ消費税は一億五千万円を占めており市の大切な財源です。

愛煙家の皆さん、タバコは市内で買いましょう。

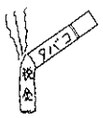

2月15日から
消費者米価が改正

米穀の政府売渡価格の改定に伴って、標準価格米等の小売指導価格（お米屋さんでの小売価格）が、昭和五十九年二月十五日から次のとおり変わりましたのでお知らせします。

正味十キロ当たり

標準価格米……三、六五五円（旧三、五一〇円）

徳用上米……三、〇四〇円（旧二、八九五円）

固定資産税

課税台帳の縦覧

3月1日～21日

市役所税務課で

大正3年2月生まれの方
老人医療受給手続きを

大正3年2月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず、医療保険証と印鑑を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。